

筑慈苑施設組合議会議員の 選挙について

筑慈苑施設組合同規約5条第1項及び第2項の規定により、筑慈苑施設組合議会の議員を選挙する。

令和3年12月21日

太宰府市議会議長

選挙する議員の数 2人

(選挙の結果)

議 員 _____

議 員 _____

(参 考)

◎筑慈苑施設組合同規約

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、11人とする。

2 組合議員は、関係市町の議会において、当該関係市町の議会の議員の中から筑紫野市にあつては3人、春日市にあつては2人、大野城市にあつては2人、太宰府市にあつては2人、朝倉郡筑前町にあつては2人をそれぞれ選挙する。

3 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員の属していた関係市町の議会において、速やかに選挙によりこれを補充しなければならない。

第6条 組合議員の任期は、当該関係市町の議会の議員の任期による。

2 前条第3項の規定により選挙された議員の任期は、前任者の残任期間とする。